

高校生等の電車通学定期券代の一部を補助しています

町では、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を目的とし、秩父鉄道を利用して高校等へ通学している方の通学定期券代の一部を補助しています。

補助対象者 長瀬町に住民登録がある、高校生等の保護者
(ただし、世帯員全員の町税等に滞納がない方)
※高校等…高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程)に通学している生徒

補助金額 秩父鉄道の定期券購入区間の6か月定期券代を基準とした1か月分の額の10%(10円未満切り捨て)に、購入月数を乗じた額

補助期間 高校等へ入学後3年間を限度とします。
なお、事情により通学定期券を使用しなくなった場合、補助金の返還対象になりますので、担当へ連絡し、返還手続きをしてください。

申請に必要なもの ①申請書兼実績報告書
②通学定期券の写し
③学生証の写し
④印鑑
⑤申請者の口座番号等
※定期券を購入(更新)した場合は速やかに申請してください。
※通学定期券の写しは紛失しないよう保管しておいてください。

提出先 教育委員会(役場3階)
その他 申請書兼実績報告書は、町ホームページよりダウンロードするか、町内の4駅及び波久礼駅、または町教育委員会で配布しています。
・3月中までに有効期限を迎える定期券をお持ちの方は、3月19日(金)までに申請してください。

問合せ 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線305

令和3年度スポーツ安全保険のご案内

公益財団法人スポーツ安全協会では、3月1日より令和3年度スポーツ安全保険の加入受付をしています。必ず「スポーツ安全保険のしおり」または「あらまし」をよくお読みになり、内容をご確認ください。加入依頼書は、教育委員会(役場3階)で配布しています。また、スポ安ねっとをご利用の場合はスポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

対象 スポーツ活動や文化活動などを行う4名以上の団体
申込方法 郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送する
保険期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
※4月1日以降の申込みは加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効

問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048・779・9580